沢田内科医院 ニュースレター 第44号

４月から金曜日午後は休診です

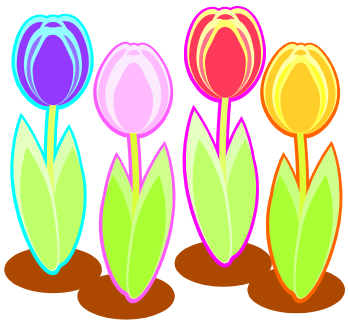

繰り返しお知らせしてきましたが、いよいよ 4 月から金曜日の午後も休診です。休診にしようとした最初の動機は、外来カルテの整理の時間を確保し、これまでの病歴をしっかり把握しながら患者さんの診療をしたいと思ったことです。診療時間は短くなりますが、全体としてみれば質の良い医療を提供できるということです。それに、弘前市医師会理事の仕事を始めた 2 年前から特に忙しくなり、体力的にもきつくなってきたことです。

最近は患者さんから、「先生も健康に気をつけて下さいね。私が具合悪くなっても先生が診てくれますが、先生に倒れられるとたくさんの患者さんが大変ですから。」とありがたいお言葉を頂くことが多くなりました。自分としては、前と同じように診療しているつもりですが、疲れが表面に現れているのかも知れませんね。夜中に私を起こしては大変でしょうからと、朝まで腹痛を我慢して受診する患者さんもいます。

夜に会議や研修会が多く、すぐに診れない場合がありますが、診察できる体制であればいつでも診療しますので、診療時間外で急患の場合は医院へ連絡して下さい。病棟がありますので、看護師が 24 時間いますから。

	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30	診療						
12:30~3:00	昼休み		休診	昼休		休診	
3:00~ 6:00	診療			診療			

小堀未希さんが准看護師試験に合格しました

3 月 7 日に准看護師資格試験の発表がありました。私たちの医院からも合格者が出ました。2 年間勉強を続けていた小堀未希（20）さんです。これまでは准看学院に通い、午前中はアルバイトの状態でしたが、4 月からは沢田内科医院の准看護師として働きます。同時に、弘前市医師会高等看護学院に通学し、3 年後には看護師になります。午後 5 時には仕事を切り上げ、夜 9 時までの授業に出ます。

資格試験には合格しましたが、これからが本番です。以前は准看学院に通いながら、かなりの医療行為が黙認されていましたが、今の世の中はそのようには行きません。看護学生でも医療行為はできませんので、採血、注射、いろいろなことを実践して身につけていかなければなりません。医師もそうですが、医療関連職種は実際の患者さんに医療行為を行うことで技術を身につけます。点滴をするにしても、いくら人形を使って練習しても上手くはなりません。実際にたくさんの患者さんに点滴をして初めて上手くなります。

見た目には非常に若く見えるかも知れませんが、この道十年から二十有余年のベテラン看護師が指導しながら行いますので、小堀さんのトレーニングにご協力をお願いいたします。誰でも初めは初心者です。経験を重ねて一人前になります。これが毎年繰り返されて世の中は成り立っています。経験 30 年の私も、最初は新米の医師でした。

西目屋村で麻疹の予防接種

昨年 10 月から弘前市とその周辺では麻疹（はしか）の流行がありました。現在でも終息したわけではなく、例年の春の流行時期につながってしまいそうな状態が続いています。麻疹への対策は、ワクチンが最大の武器で、これしかないと言っても間違いではありません。しかし、今回の弘前の流行は、ワクチンを接種している子どもが 76％だったということです。

麻疹の流行があれば、まずワクチン未接種の子どもたちにワクチンを接種することが第一です。ところが、今回の流行はワクチンを接種した子どもたちが罹りまぐ程度の抗体が作られていなかったことも原因の一つのようです。

このような状況では、ワクチンをもう一度接種すれば子どもたちを麻疹から守ってやることができます。西目屋村は小さな村ですので、少なくともそこの子どもたちは麻疹から守ってやることができるのではないかと計画を立てました。そして、西目屋村に予算を準備してもらい、実施しました。

陸奥新報　2008年

はしかワクチン

西目屋村で始まったはしかの無料ワクチン接種

西目屋村で村内の小中学生を対象にした麻疹（はしか）の無料ワクチン接種が六日から始まった。同日は十二人の児童、生徒が村中央公民館で受診し、十七日までに村内小中学生の91％に当たる九十二人がワクチンを接種する。

西目屋村が無料接種

地元出身医師提案　村内の小中学生対象

ワクチン接種は、津軽地方の保育園や学校で昨年からはしかが流行する中、村出身で弘前市で沢田内科医院を経営する沢田美彦院長の勧めがあって実現した。

村は昨年十二月に接種費用二十四万円を予算化。村内の小中学生百十一人の保護者に希望を確認した結果、九十二人がワクチン接種を受けることになった。

初日は保護者に付き添われた児童や生徒十二人が中央公民館を訪れ、沢田院長から問診を受けた後、ワクチンを注射した。

沢田院長は「これまでは二十―三十歳代のワクチン効果がなくなった世代で流行する傾向にあったが、弘前市などでは小学生が主体の流行が見られており、一度接種しても麻疹にかかることが分かった。二度、三度と接種して早めに抗体をつくることが重要」と話した。

最初は、12 月にでもワクチンを接種しようとしたのですが、今年は例年に比べてインフルエンザの流行が早く来てしまい、麻疹ワクチンを接種する時期を逸してしまいました。そこでインフルエンザの流行が一段落した 2 月にワクチン接種を行いました。小学校 1 年生は、入学前に MR ワクチン（麻疹と風疹ワクチン）を接種していますので、小学校 2 年生から中学 3 年生まで、101 人が対象でしたが、結果的に 90 人の子どもたちに接種しました。流行を阻止するためには、95％以上の接種が必要と言われていますので、もっとたくさんの子どもたちに接種してもらえればよかったと思っています。

ワクチンには二つの目的があります。つまり、自分が病気にならないという目的と、自分が生活する社会で病気を流行させないという目的です。学校で麻疹が発生すると、その子が困るだけでなく、他の子どもが感染したり、学校行事を中止したりと大変大きな影響があります。麻疹に限らず、ワクチンは積極的に受けましょう。

4月からの診察料の疑問

新聞報道を見ると、病院の勤務医は疲弊してしまい、小児科や産婦人科が閉鎖され、開業医は楽をしているといいます。2 年に 1 回のことですが、この 4 月に病院の公定価格である診療報酬の改定が行われます。今回の改定では、開業医の収入を少なくして勤務医に回すのが目的なのだそうです。その中で、医師の診察料が引き下げられることになりました。「外来管理加算」という診察料は医師の技術料として認められている項目ですが、「5 分以上」の「懇切丁寧」な診察でなければ認めないということですので、「3 時間待ちの 3 分間診療」の状態では、現実には診察料が引き下げられるのと同じです。

ちょっと長くなりますが、いかに現実を無視したものであるか、その内容を説明します。かなり、くどいです。心情をご理解下さい。『 』で囲んだ青色の太字は、説明のために厚生労働省から示された文章です。これは開業医だけでなく、ベッド数が 200 未満の病院にも適用されます。

まず、**『「外来管理加算」は、処置、リハビリテーション等を行わずに計画的な医学管理を行った場合に算定できるものである。外来管理加算を算定するに当たっては、医師は丁寧な問診と詳細な身体診察（視診、聴診、打診及び触診等）を行い、それらの結果を踏まえて、患者に対して症状の再確認を行いつつ、病状や療養上の注意点等を懇切丁寧に説明するとともに、患者の療養上の疑問や不安を解消するため次の取組を行う。』**とあります。**『丁寧な問診』、『詳細な身体診察』、『懇切丁寧に説明』**は、私たち医師がこのようにしていないと受け止められているのですから、言われても仕方がありません。懇切丁寧な診察でなければ診察料は払えませんよということです。

次に、**『提供される診療内容の事例』**が親切にも示されています。**『問診し、患者の訴えを総括する。』**では、**『「今日伺ったお話では、『前回処方した薬を飲んで、熱は下がったけれど、咳が続き、痰の切れが悪い。』ということですね。」』**と例が上げられ、**『身体診察によって得られた所見及びその所見に基づく医学的判断等の説明を行う。』**との具体例として、**『「診察した結果、頸のリンパ節やのどの腫れは良くなっていますし、胸の音も問題ありません。前回に比べて、ずいぶん良くなっていますね。」』**、という診察内容のモデルまで示されています。

さらに、**『これまでの治療経過を踏まえた、療養上の注意等の説明・指導を行う。』**では、**『「先日の発熱と咳や痰は、ウイルスによる風邪の症状だと考えられますが、○○さんはタバコを吸っているために、のどの粘膜が過敏で、ちょっとした刺激で咳が出やすく、痰がなかなか切れなくなっているようです。症状が落ち着くまで、しばらくの間はタバコを控えて、部屋を十分に加湿し、外出するときにはマスクをした方が良いですよ。」』**と懇切丁寧な指導法が書かれています。

最後に、**『患者の潜在的な疑問や不安等を汲み取る取組を行う。「他に分からないことや、気になること、ご心配なことはありませんか。」』**と。これを読んでどこかで見た記憶がよみがえりました。そうです、大学卒業直後の初期臨床研修のマニュアルを丸写しした内容です。余計なお世話です。

さて、話を元に戻します。診察料として患者さんに請求できる条件として、**『診察に要する時間として、医師が実際に概ね 5 分を超えて直接診察を行っている場合に算定できる。この場合において、診察を行っている時間とは、患者が診察室に入室した時点を診察開始時間、退室した時点を診察終了時間とし、その間一貫して医師が患者に対して問診、身体診察、療養上の指導を行っている場合の時間に限る。また、患者からの聴取事項や診察所見の要点を診療録に記載する。併せて、外来管理加算の時間要件に該当する旨の記載をする。』**と書かれています。

開業医の『3 分間診療』は決して短い時間ではないと書いたことがあります。それは、患者さんのこれまでの長い経過を理解した上での 3 分間であり、初めて診察する患者さんではないからです。診察時間とは、**『その間一貫して医師が患者に対して問診、身体診察、療養上の指導を行っている場合の時間』**ですので、**『患者からの聴取事項や診察所見の要点を診療録に記載』**する時間も必

要です。またまた書類作りの時間が必要になり、患者さんと雑談をしたりする時間などとても持てそうにありません。毎回の診察を厚生労働省が指導するようにしていたのでは、患者さんにとっても無意味な時間となり、医院の経営も成り立ちません。

沢田内科医院では、看護師が診察前に患者さんから話を聞き、私が診察する時に受診した理由を早く把握して無駄な時間を省くようにしています。薬を渡す時も看護師が説明をして間違いがないように渡しています。つまり、事務職員、検査技師、看護師と職員みんながチームで診療を行うことで、できるだけ待ち時間を短くし、内容の濃い診療にしようと努力しています。しかし、今回の改定では、**『一貫して医師が患者に対して問診、身体診察、療養上の指導を』**行うことが条件ですので、私のやり方には逆行しています。

厚生労働省は、平成19年12月28日付けで、『医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について』という通知を出しています。**「看護師等の医療関係職が、患者との診察前の事前の面談による情報収集や補足的な説明を行う・・・・。」**とか、**「慢性疾患患者においては、看護職員による療養生活の説明が・・・・。」**などと医療職間での役割分担を勧め、**「これにより医師の負担を軽減し、効率的な外来運営が行えるとともに、患者のニーズに合わせた療養生活の援助に寄与できるものと考える。」**と、医師の負担を軽減するための方法をここでも具体例を上げて説明しています。今回の診療報酬改定内容とは異なり、厚生労働省のやり方は一貫していません。

今回の改定は病院を優遇するための改定と言われています。しかし、これが適用されると、病院を優遇するどころか、ベッド数が200未満の町立病院レベルの病院では経営が悪化するところが少なくないでしょう。医療崩壊をますます進めてしまう政策です。私はこれまで12年間、開業医を続けてきました。患者さんがたくさん来てくれますので、経営上の困難さを感じたことはありませんでした。しかし、今回の改定では、沢田内科医院の経営状況が悪化するのは明らかです。このまま職員の雇用を継続できるだろうか、規模を縮小しなければやっていけないかな、患者さんには申し訳ないが今のやり方を変えざるを得ないかな、などと危機感を感じています。

『先生の夢は何ですか？』

2月24日、相馬村農協女性部で『元気で長生き』という題で講演を行いました。男に比べて長生きをする女性が相手でしたが、さらに長生きをするにはどうしたらいいか、メタボリックシンドロームを絡めてお話しました。

講演の最後に、聴衆の皆さんから質問がありました。大抵の質問にあわてることはないのですが、その時は言葉に詰まってしまいました。そして、すごく重要なことなんだなぁと思いました。簡単にいうと、「先生の夢は何ですか？」という質問でした。55歳の男に向かって、「夢は何ですか？」という質問は全く予想していませんでした。ここ2年間は非常に忙しい毎日を送っていましたので、とても、自分の将来のことをゆっくり考えるような余裕もありませんでした。

CDで音楽を聴く時間も少なくなってしまいました。本を読む時間もなくなりました。気持ちの余裕がなくなっているのが自分でも分かります。診療にも現れているのかも知れません。子どもたちの年を数えてみました。長男は予備校に入るために仙台へ行ったのが11年前で、今年は29歳になります。長女も子どもだ子どもだと思っていましたが26歳になってしまいました。次男は、この前、成人式の話をしたなと思っていたらもう22歳です。少し自分の時間を持って、自分の将来を考えて見なければと思いました。

相馬のりんごジュースや星もち（星と森のロマントピアですから、干しもちではない）をもらってきましたが、『先生の夢は何ですか？』が一番の収穫でした。ありがとうございました。

発　　行：　〒036-8261 青森県弘前市茂森新町1-6-4　沢田内科医院　院長　沢田美彦
ホームページ：　http://www.jomon.ne.jp/~ysawada/　　TEL 0172-37-7755　FAX 0172-37-7788